

外国人技能実習制度の見直し検討方向性（抜粋）

現行

見直しの検討方向性

1号 1年間
2号 2年間
合計 3年間

1号 1年間
2号 2年間
一旦帰国
3号 2年間
合計 5年間

- ※ 2号から3号に移行するまでの間には、一旦帰国（例えば原則1ヶ月以上）する。
- ※ 2号から3号に移行する際、実習生本人が希望し、計画的・段階的な技能等の修得が担保される場合には、他の技能実習機関での実習を認める。
- ※ 2号は1号、3号は2号の実習生の賃金を上回ること。
- ※ 監理団体及び受入れ企業が優良であると認められる場合、3号移行を認める。

2号修了時の技能評価試験の受検の義務なし

2号及び3号修了時の受検の義務化

支援・助言・指導機関
(現行制度においてはJITCO)

法令に根拠のある制度管理運用機関を新設し、政府が一貫して厳正な指導・監督を行う
監理団体や実習実施機関に対する支援（対象職種拡大に係る相談支援、技能実習指導員の養成など）を引き続き行う

認定された送出し機関と、認定されていない送出し機関が混在している

認定された送出し機関以外が送り出す実習生の受入を認めない

現行職種
69職種127作業

69職種127作業に加え
・自動車整備業
・林業
・惣菜製造業
・介護等のサービス業
・店舗運営管理等
の分野を含めた職種の拡充

※ 詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000072543.html>